

市消防団総領方面隊へ感謝状 行方不明者を発見

庄原警察署は8月13日、行方不明者を発見したとして、庄原市消防団総領方面隊へ感謝状を贈りました。

同隊は、8月10日の夕方、行方不明になっていた74歳女性の捜索について、同署から協力の依頼を受け、総勢26人の隊員が出動。同署や地元住民などと町内を捜索し無事発見しました。

消防団は、日ごろから地域の安全と安心を守るために活動しており、今後の活躍も大いに期待されます。



県大・西原国生さんへ感謝状 住居侵入者を取り押さえる

8月15日、住居に侵入した男の逮捕に協力したとして、庄原警察署は県立広島大学生の西原国生さんへ感謝状を贈りました。

西原さんは8月5日の夜、アルバイトから帰宅した際、隣のアパート2階廊下に手袋をはめながら侵入している男を目撃。玄関ドアの前でしゃがみ込んだのを不審に思って同署に通報。男に声をかけたら逃げ出したので、追いかけて取り押さえました。

見て見ぬふりをせず、正義感をもって行動したことにより、早期の逮捕に繋がりました。



安心・安全な 毎日のために

○ Everyday because of relief and safety

警察官への通報などが条例に明記 犯罪防止にご協力ください

庄原警察署 署長 くまはら ひろゆき 熊原 博幸



現在広島県では、「減らそう犯罪 広島県民総ぐるみ運動」を県民、事業者など多様な主体と協働、連携して取り組み、犯罪（刑法犯）の認知件数を平成18年～22年の5年間で、ピーク時（平成14年）の半減を目指しています。

しかし、昨年広島市内で、列車に乗車中の女性に対する性的暴行や痴漢行為が発生し、被害者が助けを求めたにもかかわらず、乗務員や警察官への通報などがなされず、何も救済の手が差しのべられなかったということがあります。

「誰かが通報するだろう」とか、見て見ぬふりをするような社会の中では「だれもが安全・安心を実現できる広島県」を実現することは困難であると思います。

このような観点から、昨年10月に

《「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例》の県民の責務に、誰かが犯罪の被害を受けているとき、あるいはまさに受けようとしているときは、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を講じるよう努めることが追加されました。警察官への通報などの努力規定を明記することにより、社会生活を営むうえで基本となる相互扶助の精神や、犯罪を見過ごさないという県民の意識を高めることとしています。

庄原市でも、本年6月に《庄原市生活安全条例》に市民の責務として同様な条文が追加されました。これは広島県内において、本年4月の《三原市生活安全条例》の改正について2番目となります。

なお、この条例は、あくまでその場に応じた、可能な範囲での取り

組みを求めているものであり、自らの危険を顧みず措置を講ずることまでを求めているものではありません。

また、110番通報など警察への通報があった場合には、パトカーの派遣など適切な対応をします。

市民の皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

庄原市生活安全条例追加条文

「市民は、子ども、高齢者、女性等が犯罪の被害を受けていると認められるとき又は犯罪の被害を受けるおそれが明らかであると認められるときは、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。」